



日本のまんなか  
水と緑といで湯の街渋川市

## 令和4年3月第1回市長定例記者会見

- ・日時 令和4年3月11日(金)  
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 ウクライナの平和を求める取り組みを行います(資料1)
- 2 共生社会の実現に向けた店舗改装等を実施する事業者を応援します(資料2)
- 3 災害時に障害者や妊婦等が支援から取り残されないように配慮するため「災害時ヘルプバンドナ」を作成します(資料3)
- 4 通所施設等において医療的ケア児を支援するための訪問看護サービスを開始します(資料4)
- 5 教育・保育施設において医療的ケア児に対する教育・保育と医療的ケアを行います(資料5)
- 6 居住誘導区域に住宅を取得する市民を対象に補助金を交付します(資料6)

○次回開催予定

日時：令和4年3月16日(水)午後1時～

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
3月7日(月)	10:00 終了後 14:00	3月市議会定例会:予算常任委員会 議会運営委員会 臨時記者会見	大会議室 第1委員会室 記者会見室	議会事務局 議会事務局 秘書室
3月8日(火)	10:00 15:10	3月市議会定例会:表決、予算議案上程 議会運営委員会	議場 第1委員会室	議会事務局 議会事務局
3月9日(水)	10:00	3月市議会定例会:予算議案上程	議場	議会事務局
3月10日(木)				
3月11日(金)	9:30 13:00 16:30	北橘中学校卒業式 市長定例記者会見 「渋川アートルイラ2022in伊香保」作品寄贈式	北橘中学校 記者会見室 市長応接室	学校教育課 秘書室 観光課
3月12日(土)				
3月13日(日)				
3月14日(月)	10:00 16:30	3月市議会定例会:一般質問 企業版ふるさと納税に係る寄附企業への感謝状贈呈	議場 北群馬信用金庫本店営業部	議会事務局 政策創造課

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
3月14日(月)	10:00	3月市議会定例会:一般質問	議場	議会事務局
	16:30	企業版ふるさと納税に係る寄附企業への感謝状贈呈	北群馬信用金庫本店営業部	政策創造課
3月15日(火)	10:00	3月市議会定例会:一般質問	議場	議会事務局
3月16日(水)	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
3月17日(木)	10:00	3月市議会定例会:予算常任委員会	大会議室	議会事務局
3月18日(金)	10:00	3月市議会定例会:予算常任委員会	大会議室	議会事務局
3月19日(土)	15:30	渋川ボーイズ第16期生卒団式	渋川ボーイズホームグラウンド	スポーツ課
3月20日(日)				
3月21日(月)	10:00	渋川地区在宅医療介護連携推進事業「住民向け映画上映会」	吉岡町文化センター	高齢者安心課
	13:30	税に関する絵はがきコンクール表彰式	ピエント高崎	税務課

## 資料1

担当：総合政策部政策創造課 課長 佐藤 多恵子 電話0279-22-2401 内線2420

# ウクライナの平和を求める取り組みを行います

共生社会の実現を目指す渋川市は、各地で戦闘が激化するウクライナの平和を求めるメッセージの募集と募金を呼び掛けるとともに、ライトアップを行います。

## 1 概要

各地で激化する戦闘により、ウクライナではインフラ被害や死傷者が発生し、人々が周辺国に避難をするなど、多くの国民が不安の中で過ごしています。

年齢や性別、障害の有無、そして人種や国籍、文化の違いなど、互いの個性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指す渋川市は、ウクライナの平和を求めるメッセージボードを設置するとともに、ウクライナ人道危機救援の募金を呼び掛けます。

また、東京電力パワーグリッド(株)渋川支社と協力し、ライトアップを行います。

## 2 メッセージ募集について

- (1) 設置日 令和4年3月14日(月)から
- (2) 設置場所 渋川市役所本庁舎市民ホール
- (3) 内容 ウクライナの平和を求める皆様の声をメッセージにいただきます。また、市ホームページでも受け付けます。寄せられたメッセージは、市SNS等で発信します。なお、個人または集団を攻撃、非難する内容はお控え下さい。

## 3 募金について

- (1) 設置期間 令和4年3月14日(月)～5月31日(火)
- (2) 設置場所 渋川市役所本庁舎(1階総合案内及び地域包括ケア課窓口)、各行政センター
- (3) 内容 集められた募金は、日本赤十字社を通じ、ウクライナでの人道危機対応やウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に使われます。

## 4 ライトアップについて

- (1) 協力 東京電力パワーグリッド(株)渋川支社 支社長 一宮 裕樹 氏
- (2) 点灯日時 令和4年3月17日(木)～31日(木) 午後6時～8時
- (3) 点灯場所 東京電力パワーグリッド(株)渋川支社 社屋鉄塔
- (4) 内容 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言を行った、東京電力パワーグリッド(株)渋川支社と協力し、ウクライナの平和を願い、国旗と同じく青と黄色のライトアップを行います。

## 5 その他

これまでに、「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言を行った79団体にも、この取り組みへの協力を呼び掛けます。

## 参考

東京電力パワーグリッド(株)渋川支社の協力による、過去のライトアップ実施状況

### 1 第1回ブルーライトアップ

- (1) 目的 新型コロナウイルス感染症への対応に尽力していただいている医療従事者の皆さんへの感謝と敬意を表すため、令和2年5月中の毎週金曜日と5月12日の「看護の日」に実施
- (2) 期間 令和2年5月1日、8日、12日、15日、22日、26日の計6日

### 2 第2回ブルーライトアップ

- (1) 目的 新型コロナウイルス感染症の治療やワクチン接種の準備に当たってくれている医療従事者の皆さんに感謝と敬意を表し、1日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を市民とともに願うため
- (2) 期間 令和3年3月17日～5月12日の計57日間

### 3 ピンクライトアップ

- (1) 目的 乳がんの正しい知識を広め、乳がんの早期発見・早期治療を推進することなどを目的として行われる世界規模の啓発キャンペーン「ピンクリボン運動」に賛同して、ピンクリボン月間である10月にライトアップを実施
- (2) 期間 令和3年10月22日～31日の計10日間

## 資料2

担当：産業観光部商工振興課 課長 狩野 真洋 電話0279-22-2596 内線4890

# 共生社会の実現に向けた店舗改装等を実施する事業者を 応援します

「共生社会実現のまち 渋川市」を推進するために、誰もが利用しやすい店づくりを目指すためのバリアフリー化や国際化に向けた備品購入等を実施する事業者を助成します。

## 1 目 的

渋川市内全域の店舗を対象に、改修費や設備費用の一部を助成することにより、地域の小売店等の存続を支援するとともに、「共生社会実現のまち 渋川市」を推進するために、誰もが利用しやすい店づくりを目指すためのバリアフリー化や国際化に向けた備品購入に対して助成します。

## 2 概 要

これまでの「商店改装等助成事業」と、令和3年度に新設した「共生社会実現に向けた店づくり応援事業」を統合し、「共生社会実現に向けた商店改装等応援事業」として実施します。

## 3 店舗改装等助成事業補助金

### (1) 内 容

市内の来店型店舗（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業）を対象として、店舗改修及び設備費用の一部を助成する。

### (2) 補 助 額 補助率＝2分の1（補助限度額50万円）

### (3) 支給対象者

ア 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を主たる事業として営む市内の小規模事業者（常時使用する従業員の数が5人以下）であること

イ 交付申請前までに渋川商工会議所又はしぶかわ商工会による経営相談を受けていること 等

### (4) 補助対象経費

ア 来店型店舗（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業）の増築、改築、改修（共生社会の実現に資する店舗の工事、店舗の耐久性を高める工事、店舗の安全性又は防災上必要な工事、店舗機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事、店舗の感染症の予防対策を目的とする工事）、備品購入（店舗で営む事業に直接関係する備品で、税抜30万円以上のもの）に要する費用であること

イ 補助金の交付申請日において、建築後5年以上営業を継続している来店型店舗の改装等に要する費用であること

ウ 来店型店舗の改装等に要する費用が、税抜30万円以上であること 等

- (5) 申請期間 令和4年6月1日(水)～6月17日(金)
- (6) 実績報告期限 令和5年3月31日(金)
- (7) 交付決定の採択について  
共生社会の実現に資する店舗の工事であることを優先し、予算を超える申請があった場合は、抽選とする。
- (8) 補助金の活用例 来店型店舗の床補修、扉交換、外装塗装等

#### 4 共生社会のための備品購入費補助金

- (1) 内容  
共生社会実現のために導入する備品（スロープ、翻訳機、コミュニケーションボード等）の購入費の一部を助成する。
- (2) 補助額 補助率＝3分の2（補助限度額3万円）
- (3) 支給対象者  
市内で営業している事務所又は事業所を置く事業者（支店は除く）等
- (4) 補助対象経費  
共生社会の実現を目的として、市内で営業している事務所又は事業所に設置する備品（車椅子利用者又は高齢者のための備品、目又は耳が不自由な者のための備品、日本語が不慣れな者のための備品等）等
- (5) 申請期間 令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)
- (6) 実績報告期限 令和5年3月31日(金)

#### 5 令和4年度予算案計上額 730万円

内訳：店舗改装等助成＝700万円(50万円×14件)  
共生社会のための備品購入費補助  
＝30万円（3万円×10件）

### 参考

#### 1 商店改装等助成事業の直近3年度の実績（令和2年度・3年度は、抽選を実施）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	14件	22件	20件
交付決定件数	14件 〔 飲食業6件 小売業6件 理美容業2件 〕	16件 〔 飲食業8件 小売業4件 理美容業2件 その他2件 〕	18件 〔 飲食業10件 小売業6件 理美容業2件 〕

#### 2 共生社会実現に向けた店づくり応援事業の実績

	令和3年度
申請件数	2件
交付決定件数	2件

※2件の内訳は、ポケトーク（翻訳機）の購入

## 資料3

担当：福祉部地域包括ケア課 課長 永井 博之 電話0279-22-2359 内線1210

# 災害時に障害者や妊婦等が支援から取り残されないように配慮するため「災害時ヘルプバンドナ」を作成します

渋川市は、令和4年度の新規事業「災害時ヘルプバンドナ普及推進事業」を実施します。

この事業は、外見からは支援が必要であることが分かりにくい障害者や意思表示の難しい人などが、災害時等に着用することで周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えられるよう「災害時ヘルプバンドナ」を作成し、配布及び避難所に設置して、障害者等が支援から取り残されないよう配慮するものです。

## 1 概要

外見からは支援が必要であることが分かりにくい障害者や意思表示が難しい人、妊婦などが、災害時等に着用することで周囲の人に援助や配慮が必要であることを伝えられるよう「災害時ヘルプバンドナ」を作成し、配布及び避難所に設置することにより、障害者等が支援から取り残されることのないように配慮します。

また、避難所等で支援者が判別しやすくなるよう、支援内容を表示し着用できるベストを購入します。

## 2 災害時ヘルプバンドナ

(1) サイズ 90cm四方

(2) デザイン

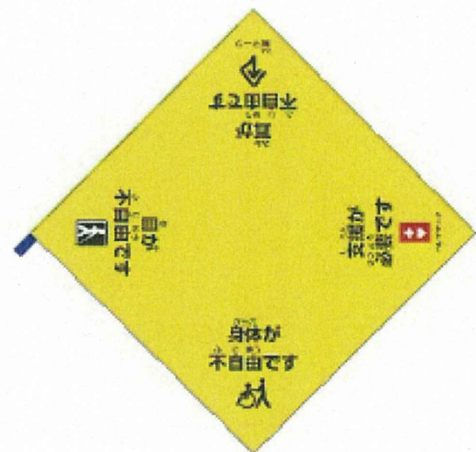
バンドナの裏表が分かるようにし、更に視覚支援の表示箇所はタグを付け視覚障害者等に配慮したものとします。四隅にプリントする「身体が不自由です」等のメッセージには、ピクトグラム等を活用し分かりやすいデザインとします。

(3) 素材

災害時において、防寒対策やけがをしたときの止血用の布やマスク、手ぬぐい、ふろしき等の代用としても活用可能な素材とします。

(4) 使用方法

バンドナに記されている必要なメッセージが見えるように二つ折りにして三角にし、背中に羽織るなどして使用します。



【災害時ヘルプバンドナの例】



### 3 支援者用ベスト

避難所等に支援者用ベストを配置します。ベストは、胸背部面にA4用紙で支援内容等を表示でき、差し替えができるものとします。

### 4 作成数（配布対象者等）

(1) 災害時ヘルプバンダナ：3,500枚

身体障害者手帳（2級以上）・療育手帳（中度以上）・精神障害者保健福祉手帳（2級以上）の交付を受けている人、難病患者、妊婦、その他、配慮が必要な人。

(2) 支援者用ベスト：330枚

支援者用ベストは、避難所に設置します。

### 5 配布等

災害時ヘルプバンダナ対象となる人へ、地域包括ケア課障害福祉係で配布を行います。また、避難所等にも設置をして、災害時に活用できるようにします。

6 令和4年度予算案計上額 456万8千円

内訳：災害時ヘルプバンダナ＝402万3,000円

支援者用ベスト＝54万5,000円

### 7 県内他市の導入状況

県内12市では、太田市が聴覚障害者と手話通訳者用にバンダナを作成し、配布済みです。

### 8 その他

新型コロナウイルス感染症等により、海外工場が閉鎖となっており生地が入手困難な状況となっていることから、作成ができ次第周知を図り、配布を行います。

## 資料4

担当：福祉部地域包括ケア課 課長 永井 博之 電話0279-22-2359 内線1210

# 通所施設等において医療的ケア児を支援するための 訪問看護サービスを開始します

渋川市は、障害児福祉施設や保育所、学校等で看護師配置が困難な通所施設等において、短時間で特定の対応により処置が終了する医療的ケアを受けられるよう訪問看護師を派遣する「医療的ケア児支援事業（訪問看護サービス）」を、令和4年度から開始します。

### 1 概要

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）に基づき、看護師配置のない通所施設（児童発達支援施設等、保育所（園）、幼稚園、認定こども園）や学校等に通所する医療的ケアを必要とする障害児（医療的ケア児）に対して、医療的ケアの支援を行うことで、介護者の負担軽減と就学時等における選択肢を増やすことにより、地域における自立生活の基盤形成に役立てるとともに、子育て支援の拡充を図ります。

### 2 実施内容

看護師配置のない通所施設や学校等に医療的ケア児が入園等をしたい場合、主治医の指示（意見書）に基づき、導尿、たんの吸引等で比較的短時間で、特定の対応により処置が終了する医療的ケアを訪問看護師から受けられるようにします。

医療的ケアの時間は、30分を1単位として、1人1日当たり3単位までとし、市と委託契約をした訪問看護事業所からサービスを受けられます。

### 3 対象者

渋川市に居住している医療的ケアを必要としている障害児であれば、障害者手帳の有無を問わず利用できます。

ただし、主治医によってこの事業の利用が認められ、医師意見書の提出があり、通所施設等の同意が必要になります。

### 4 対象となる医療的ケア

対象となる医療的ケアの種類は特に定めはありません。

訪問看護事業者及び派遣先となる施設が対応可能な処置で、短時間かつ定時の対応が可能な処置となります。主に、自己導尿・痰の吸引・経管栄養・酸素吸入等が対象となります。

## 5 対象となる施設

原則として圏域内（渋川市・榛東村・吉岡町）にある、障害児福祉施設・学校・保育所（園）・幼稚園・認定こども園が対象です。

※訪問看護サービスを利用する場合には、通所施設等の同意が必要となります。

## 6 申請方法

この事業の利用に際しては、医師意見書の提出や施設の同意等が必要になりますので、必ず事前に地域包括ケア課障害福祉係に相談してください。

## 7 利用者負担額

原則として、利用料の1割を負担していただきます。

※世帯の収入状況により負担額は異なります。

## 8 令和4年度予算案計上額 432万円

担当：福祉部こども課 課長 藤井 成行 電話0279-22-2415 内線1201

## 教育・保育施設において医療的ケア児に対する 教育・保育と医療的ケアを行います

渋川市は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）において、施設専任の看護師及び保育士を配置して、医療的ケア児及びその家族に対する医療的ケアその他の支援を行います。

### 1 事業目的

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」に基づき、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育・保育を受けられるよう、医療的ケア児を渋川市教育・保育施設において受入れ、令和4年3月末までに策定する「渋川市教育・保育施設における医療的ケア児の支援に関するガイドライン」に従って、医療的ケア児及びその家族に対する医療的ケアその他の支援を行います。

※医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

※ガイドライン：医師、看護師、医療的ケア児等コーディネーター及び保育士の専門的知見による内容の確認及び指導を受けた「教育・保育施設に在籍する医療的ケア児に対して行う医療的ケアその他の支援に関する指針」

### 2 事業内容

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 実施施設  | 渋川市教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）<br>※当面は公立施設で実施（民間施設の実施体制が確保されるまでの間）          |
| (2) 実施者   | 受入施設に配置<br>・施設専任看護師（医療的ケア児に対する医療的ケアの実施）<br>・施設専任保育士（医療的ケア児に対する教育・保育の実施） |
| (3) 対象児童  | 小学校就学前の医療的ケア児（当面は3歳以上児）   |
| (4) 医療的ケア | 喀痰吸引、人工呼吸器の管理、導尿など（種別問わず）   |
| (5) 相談窓口  | 渋川市子育て支援総合センター<br>・センター業務を行う看護師及び保育士が対応                                 |

### 3 入園までの流れ

窓口相談、入園希望施設の現地確認、関係者（医療的ケア児等コーディネーターなど）との協議を経て、施設環境の整備及び人員の配置により受入れ体制を整えた後、保護者が利用申請を行います。

- 4 令和4年度予算案計上額 医療的ケア児支援事業（教育・保育施設）451万円



## 資料6

担当：建設交通部都市政策課 課長 松田 忠義 電話0279-22-2073 内線4790

# 居住誘導区域に住宅を取得する市民を対象に 補助金を交付します

令和3年11月に策定した「渋川市立地適正化計画」に基づき、集約型の都市構造へ緩やかに転換を図るため、同計画に定めた「居住誘導区域（渋川市役所周辺・渋川駅周辺及び八木原駅周辺）」に住宅を取得する市民を対象とした補助事業を令和4年度から開始します。

### 1 概要

渋川市は、都市の拡散化が進む中、人口減少に対応した持続可能な集約型の都市構造へ緩やかに転換を図るため、令和3年11月に「渋川市立地適正化計画」を策定しました。この計画で定めた「居住誘導区域（渋川市役所周辺・渋川駅周辺及び八木原駅周辺）」への居住の誘導を促進するため、「居住誘導区域」で住宅を取得する市民を対象に最大50万円の補助金を交付する「居住誘導区域定住促進事業」を、令和4年度から開始します。

### 2 対象

渋川市立地適正化計画に定めた居住誘導区域（渋川市役所周辺・渋川駅周辺及び八木原駅周辺）に住宅を新築又は購入する市民

※居住誘導区域は別図のとおり

### 3 対象住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室の床面積が50㎡以上の住宅

### 4 補助要件

- (1) 市に住民登録をしてから2年以上経過していること
- (2) 住宅取得の契約前に市へ事業計画の認定申請を行い、認定を受けていること
- (3) 認定を受けてから2年以内及び所有権保存（移転）登記をした日から6カ月以内であること

### 5 補助額

- (1) 基本額：20万円
  - (2) 加算額：限度額30万円 ※(1)と(2)合わせて最大50万円を補助
- ①若者加算：補助対象者又は配偶者等が30歳以上40歳未満の場合5万円、30歳未満の場合10万円
- ※配偶者等にはパートナー（地方公共団体が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等に記載されている補助対象者の相手方）を含む

- ②子育て加算：補助対象者と同一世帯に15歳以下の子供がいる場合は1人につき5万円
- ③区域外加算：事業計画の認定申請日における住民登録地が居住誘導区域外の場合5万円
- ④地区加算：補助対象住宅等の所在地が居住誘導区域の渋川市役所周辺・渋川駅周辺の場合10万円

## 6 申請方法

所定の申請書（予算可決後、都市政策課に設置または市ホームページに掲載）に必要書類を添えて、都市政策課へ提出

※4(2)の事業計画の認定申請を行わないと補助金の交付申請はできません。

7 令和4年度予算案計上額 1,000万円

8 事業開始予定年月日 令和4年4月1日(金)

## 9 居住誘導を推進するその他の事業

渋川市立地適正化計画を分野横断的に推進するため、令和4年度予算案には、この事業に加えて、「移住者住宅支援事業」、「空家跡地活用定住者住宅支援事業」、「隣地統合事業」、「空家活用等支援事業（空家解体補助金、空家活用支援補助金）」の中で加算項目を設定しています。

## 参考

### 渋川市立地適正化計画（令和3年11月1日策定・公表）

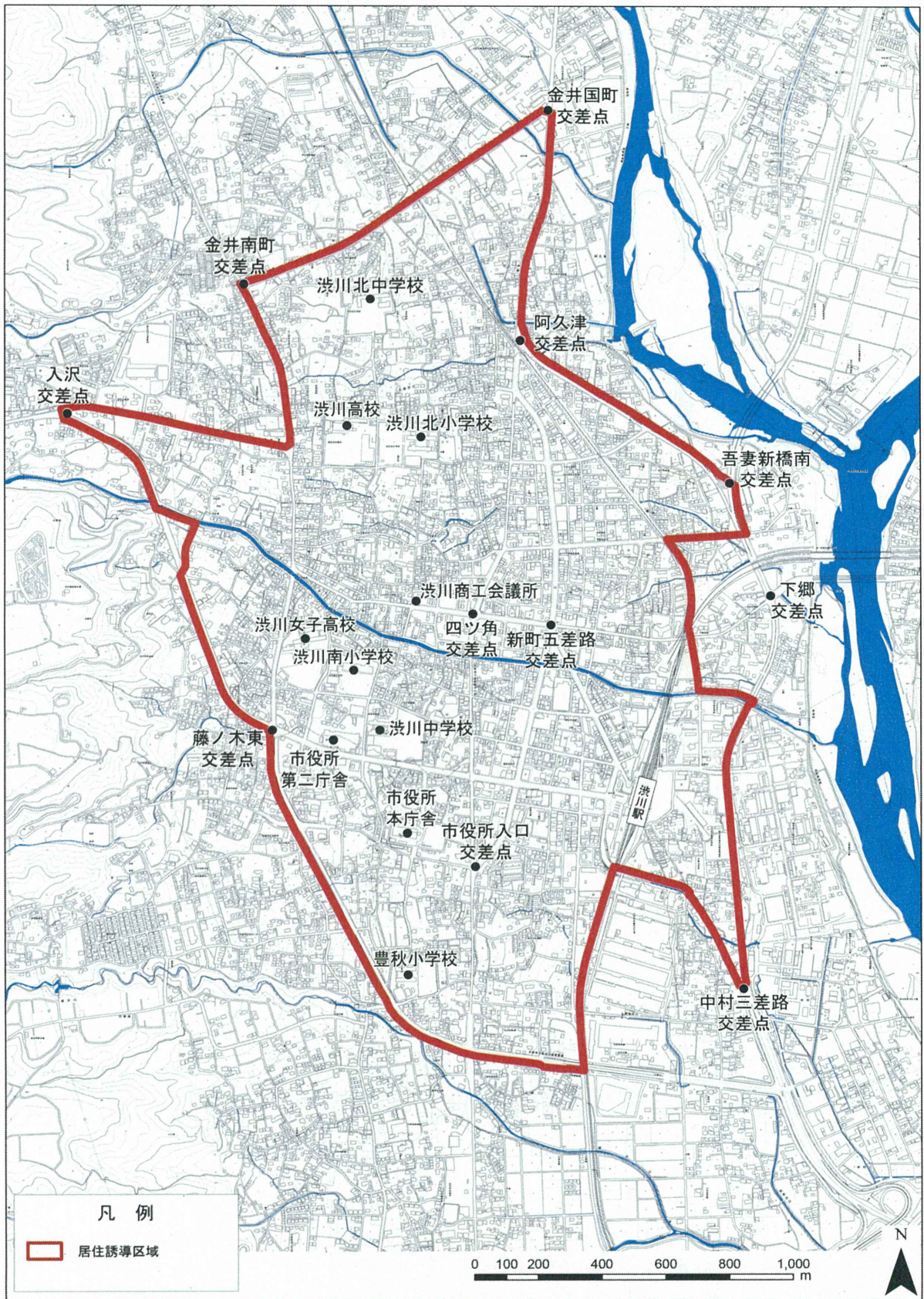
本市の中心部である渋川市役所周辺・渋川駅周辺を「中心拠点」、小野上・子持・赤城・北橘地区の各行政センター周辺と八木原駅周辺を「生活拠点」、伊香保地区の行政センター周辺を「観光拠点」に位置付けます。これらの拠点を結び、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する「基幹的な公共交通軸」と、周辺地域から各拠点へのアクセス手段として「地域内交通」を確保し、ネットワーク化を図ります。

また、渋川市役所周辺・渋川駅周辺及び八木原駅周辺に「居住誘導区域」を設定するとともに、渋川市役所周辺・渋川駅周辺の居住誘導区域内に「都市機能誘導区域」を設定し、誘導施策を講じてまちのまとまりの形成を図ります。

計画の目標年次は、おおむね20年後の令和22年の都市の姿を展望します。

◆居住誘導区域図

《渋川市役所周辺・渋川駅周辺》





《八木原駅周辺》

